

令和4年6月21日

◎大石委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

(13時00分開会)

◎大石委員長 御報告いたします。桑鶴委員、黒岩委員から、病気のため本日の委員会を欠席したい旨の連絡がっております。

本日の委員会は、「採決及び委員長報告の取りまとめについて」であります。

御報告いたします。

6月16日に行いました委員会において、税務課に対し、私が依頼しました資料の提出がありましたので、各委員の皆様へ配付をしておりますので、御確認をお願いいたします。

次に、教育委員会から6月16日に行いました委員会の生涯学習課の質疑における発言内容の一部訂正を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けるといたします。

《教育委員会》

◎大石委員長 それでは、教育委員会の補足説明を求めます。

◎合田教育次長（総括） 先週6月16日の総務委員会におきまして、生涯学習課から、第四次高知県子供読書活動推進計画案について、御報告をさせていただいた際に、塚地委員から、学校司書の配置に関して御質問がございました。御質問に対する答弁の中で、私から、学校司書の配置経費に対する県の補助金についてお答えをいたしましたけれども、その内容について、訂正をさせていただきたく、本日お時間を頂戴いたしました。それでは、お手元にお配りしております、学校司書の配置経費に対する支援についてと表題に書かれた資料を御覧ください。

まず、平成22年度に市町村が実施する様々な教育に関する取組を支援するため、県単独の高知県地域教育振興支援事業費補助金を創設し、その中で学校司書の配置経費についても補助対象としておりました。その後、平成24年度に学校司書の配置経費について、地方財政措置、普通交付税の措置がなされまして、さらに平成26年度には、学校図書館法の一部改正によりまして、学校司書の配置が努力義務となったところでございます。こうした国の対応を受けまして、平成28年度に高知県地域教育振興支援事業費補助金の補助対象から、学校司書の配置経費を除外いたしました。この補助金自体は現在も存続しておりますけれども、学校司書の配置経費については、補助対象から除外して現在に至っております。しかしながら、6月16日の私のお答えでは、現在においても学校司書の配置に、この補助金が活用できるといった趣旨の説明となっております。私の正確性に欠ける記憶に基づいたお答えでございまして、この点、深く反省しおわびをして訂正をいたします。誠に申し訳ありませんでした。今後は、このようなことがないようにいたしますとともに、学校司書の配置に関しまして、市町村に対し改めて地方財政措置や、学校図書館法の規定を周知するなど、その充実を図っていただくよう、積極的に働きかけてまいります。改めてお

わびを申し上げます。説明は以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 やはり市町村が、人を、司書を置きたいということに、県として積極的な後押しをまた引き続きしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎大石委員長 質疑を終わります。

《採決》

◎大石委員長 それでは次に、採決を行います。

今回は議案数10件で予算議案1件、条例その他議案7件、報告議案2件であります。

それでは、採決を行います。

第1号議案令和4年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第2号議案職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。よって、第2号議案は全会一致をもって原案どおり可決することにいたしました。

次に、第3号議案職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。よって、第3号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第4号議案高知県税条例等の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。よって、第4号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第5号議案半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例及び高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。よって、第5号議案は全会一致をもって原案どおり

可決することに決しました。

次に、第6号議案高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。よって、第6号議案は全会一致をもって原案どおり可決することにいたします。

次に、第7号議案高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。よって、第7号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第11号議案高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。よって、第11号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、報第1号議案令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。よって、報第1号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

次に、報第2号議案高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。よって報第2号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

それでは、執行部は退席をお願いいたします。

(執行部退席)

《委員長報告取りまとめ》

◎大石委員長 それでは次に、委員長報告の取りまとめを行います。

お諮りいたします。委員長報告の文案については、お手元に配付しておりますので、この内容の検討をお願いいたします。報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告い

たします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案から第7号議案、第11号議案、報第1号議案、報第2号議案、以上10件については、全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。第2号議案「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、国家公務員等に準じて必要な改正を行おうとするものである。常勤職員の育児休業の取得については、現行の原則1回を、2回まで可能とし、非常勤職員では、取得回数について常勤職員と同様の改正を行うとともに、出生後8週間以内の育児休業について取得要件を緩和することや、1歳以降の育児休業を柔軟に取得できるようにするものである。この改正により職員が仕事と家庭生活を両立できるよう、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに、引き続き取り組んでいきたいと考えているとの説明がありました。

委員から、対象となる職員への積極的な周知が必要だと思うが、周知方法について、何か工夫はあるのかとの質疑がありました。

執行部からは、通知文書で周知を行うとともに、例えば、男性職員には子供が生まれるという話があれば、所属長との面談の場で、今回の条例改正の内容を具体的に説明するなど、職員が育児休業を取得しやすくなるよう、周知徹底を図っていききたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、育児休業を取得したくても収入が減少するため、実生活を考えたときに、なかなか取得しづらい状況があると聞く。取得しやすくなる条件等がないのかとの質疑がありました。

執行部からは、従前より常勤職員、非常勤職員ともに、育児休業を取得した場合は無給になるが、現在180日以内までは、67%の手当金が支給されるようになっている。また、掛金等も免除されれば、実質的には8割程度の収入が確保されることとなっている。1月丸々育児休業を取得すれば、収入が8割まで落ちることになるが、今回の改正により、例えば2週間ずつ2回に分けて取得することで、1月当たりの収入減が緩和されることになるなど、収入面からも取得しやすくなるのではないかと考えているとの説明がありました。

さらに委員から、今までにない取りやすさもアピールをして、積極的な周知を行ってほしいとの意見がありました。

次に、予備費についてであります。

委員から、今年度の予算に計上されている予備費9億4千万円について、新型コロナウイルス対策など、予見し難い事項を見込み計上していると思うが、実際はどういった科目

に充当されたのか分かりづらい。予備費の充当について、内訳を決算特別委員会で示すなど、充当状況が分かるようにして欲しいとの要請がありました。

執行部からは、決算の段階になれば、予備費充当額は確定しており、決算特別委員会において示すことは可能であるとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第11号議案「高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、教育職員免許法の一部が改正され、教員免許更新制が発展的解消、いわゆる廃止されることを考慮して、高知県手数料徴収条例から教員免許更新制に関わる事務について、削除しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、この制度について、現場でどういう効果があったのか、どういう否定的問題があったのかということ、県教育委員会として総括し、文部科学省がこれに代わるものを作ろうとするときに、県教育委員会として言うべき意見を持っておくべきだと考えるかどうかとの質疑がありました。

執行部からは、教員免許更新制を10年余り実施してきて、その中には効果も課題もあったと思う。これから、校長会や教職員とも話をする中で、何が良かったのか、何が課題だったのかということは、明確にしておく必要があると考えているとの答弁がありました。

別の委員から、この制度によって得られた教員の指導力の向上も含めた成果や課題を総括して、今のあるいはこれからの高知県の教育行政にしっかりと生かしていくことは非常に大事なことで、参考になることと考える。県教育委員会が取り組んできた人材育成のプログラムを充実させて、国に政策提言をしていくぐらいの思いを持ってほしいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

教育委員会についてであります。「第四次高知県子ども読書活動推進計画（案）」について、執行部から、全ての子供が豊かな心を育み、生涯にわたり自ら学ぶことのできる力や生きる力を養うことを目的として、県内の子供の読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示し、子供の読書活動の推進や環境の整備・充実を図るものであるとの説明がありました。

委員から、この計画を推進し、子供の読書活動の環境の充実を図るためには、周知が大変重要であり、市町村行政との連携も必要であるが、どのように取り組むのかとの質問がありました。

執行部からは、オーテピア高知図書館では、市町村への本の協力貸出し等の取組を行っているが、十分に活用されているとは言えない部分もあることから、読書活動の環境の充実を図るためにも、計画策定後は、地域ブロックごとに説明会を開催するなど、周知に努めたいとの答弁がありました。

別の委員から、とても良い計画である。推進するためには、市町村をはじめとする関係機関の役割が非常に大きく、重要だと思うが、それぞれに主体性が意識されない場合、計画推進が滞る懸念がある。実行に向けた体制づくりはどうか、との質問がありました。

執行部からは、具体的な取組を掲げ、関係機関等と役割分担を行い、それぞれの分野で取り組んでいくこととしている。さらに、市町村教育委員会への訪問などを通して、計画を改めて周知し、推進・協力していただきたいと考えているとの答弁がありました。

さらに委員から、オーテピア高知図書館は、こうした取組の肝となる拠点施設になると考えるが、市町村によっては、それぞれ課題があるように思われる。自治体の協力を得る意味でも現場の声も聞きながら、オーテピア高知図書館に対する要望や期待の声を拾い取組を進め、県下全域の動きになるよう工夫をしてもらいたいとの要望がありました。

別の委員から、子供の読書を支えるためには、学校司書が果たす役割は大きく重要であり、全ての小中学校へ配置すべきだと思うが、配置率は約4割にとどまっている。配置目標を設定して取り組むべきだと思うがどうかとの質問がありました。

執行部からは、小規模校の設置率が低い傾向にある。地域の実情を把握しながら、市町村にできるだけ学校司書の配置をお願いしていくとの答弁がありました。

さらに委員から、目標を定め、目的意識を持って取り組んでももらいたいとの意見がありました。

別の委員から、学校司書1名を複数の学校にローテーションで配属し、学校司書不在の学校がなくなるような仕組みはできないのかとの質問がありました。

執行部からは、制度上の問題について確認をする必要があるが、学校司書の配置が厳しい小規模校の状況を把握し、検討していきたいとの答弁がありました。

最後になりますが、報告事項について、委員から、今回、報告があった法令違反による懲戒処分等については、もちろん報告が行われるべきものであるが、法令違反によるものでなくても、相手に損害を与えた場合など、報道に情報提供を行うような問題については、報告事項とすべきではないか、との意見がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

◎大石委員長 それでは、御意見をどうぞ、小休にいたします。

(小休)

◎ 上等でございます。

◎大石委員長 それでは、正場に復します。

この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正

副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎大石委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《閉会中の継続審査》

◎大石委員長 次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。当委員会は閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることにより御異議ありませんか。

(異議なし)

◎大石委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《出先機関等調査取りまとめ及び県外調査について》

◎大石委員長 以上で、日程は全て終了いたしました。閉会の前に、委員の皆様にお諮りしたいことがございます。

まず、1点目は、出先機関等調査の取りまとめ委員会の日程でございます。出先機関調査の取りまとめ委員会を、8月2日火曜日の午後1時から開催したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎大石委員長 それでは御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

なお、取りまとめ項目については正副委員長一任とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

次に、県外調査について書記から説明をさせます。

◎書記 それでは、県外調査の候補先について御説明いたします。日程表を御覧ください。

初日ですけれども、明倫小学校に行きまして、この後、山口県立萩高等学校、翌日、朝になりますけれども、明倫小学校の見学に行きまして、そのあと島根県に移動をしまして、島根県庁におきまして、教育委員会と高知県でいうと人事課におきまして、日程に書いてあります取組をお伺いする予定となっております。それから、終わった後に隠岐の島にフェリーで渡りまして、翌日隠岐島前高校でお話を聞き、そのあと海士町役場で話を聞いて帰ってくるスケジュールとなっております。

訪問先についてなんですけれども、概要を添付させていただいております。今回、教育委員会関係は、魅力化に取り組んだ島前高校を中心としますお話聞くことが多いため、お配りしている資料を参考に御覧をいただければと。

今日は、調査をする日程を決めていただけたらと思います。それが決まりましたら、調査先との細かい調整に入りたいと思っております。

◎大石委員長 補足になりますけれども、例年、各委員会の出張は8月末から9月上旬ということですが、今回学校関係が入っておりますので、8月中は夏休みということもあ

りまして、できたら9月にお邪魔をしたいと思っております。その中で、カレンダーが表裏でございますけれども、今回9月議会が早くて、9月15日には議運があるということになってますので、5日の週に行くというのが、一番現実的ではないかと思っております。その中で、9月5日の月曜日は、会派説明がどうも入りそうだということでございますので、6日から9日の間ということでありまして、今事務局のほうでいろいろ調整をさせていただいた中で、先方の都合も含めて一番理想的なのが7、8、9日水、木、金、ここが一番ベストではないかと、正副では思っておりますが、御予定はいかがでしょうか。

(異議なし)

◎大石委員長 それと、もう1点相談がありまして、2日目の夜、隠岐島前高校がある海士町の島に渡るんですけれども、宿泊施設が、民泊もしくはリゾートホテルしか実はなくて、リゾートホテルだと部屋数的に一応全員泊まれる可能性があるのと、民宿的なところに泊まると分宿しないといけないということで、ただそのリゾートホテルは、県の旅費で出る費用を超えますので、ちょっと6,000円程度実費の追加をいただかないといけない可能性が出てまいります。それでも同宿を目指すのか。どちらか望ましいのか、御意見をいただくか、あるいは正副一任でいいということであれば、空きの状況も確認しながら調整に入るようにしたいと思います。いかがでしょうか。

◎三石委員 少々高くてもホテルがいい。せっかくやからね。

◎大石委員長 ちなみに海士町役場とか教育委員会の皆さんはホテルはお勧めだから、泊まれるやったらあそこがいいんじゃないかとは言っていましたけど、6,000円ぐらい追加しないといけないと思います。一応まちおこしの拠点として整備したみたいです。

◎三石委員 そういう方向でやってください。

◎大石委員長 そこも全部部屋が取れるかどうか、これから要調整なんですけれども、一応それを目指すということで御了解をいただきたいと思えます。

それでは、調査先との交渉などは、これからしたいと思えますが、また、正副と事務局で調整をさせていただきたいと思えます。

それでは、調査日程につきましては、9月7日から9日と決定します。なお、細部については正副委員長に一任をお願いいたします。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

これで委員会を閉会いたします。

(13時27分閉会)